

2019年フロン排出抑制法改正等の概要

- 機器廃棄時のフロン回収率向上のため、関係者が相互に確認・連携し、ユーザーによる機器の廃棄時のフロン類の回収が確実に行われる仕組みへ。
- 2020年4月1日より施行されます



【機器廃棄の際の取組】

- 都道府県の指導監督の実効性向上
 - ユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入
(現行：間接罰 (指導→勧告→命令→罰則の4段階) ⇒直接罰 (1段階) へ)
- **廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明 (引取証明書の写し) の交付を義務付け**
(充填回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合などは除く。)

【建物解体時の機器廃棄の際の取組】

- 都道府県による指導監督の実効性向上
 - 建設リサイクル法解体届等の必要な資料要求規定を位置付け
 - **解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大**
 - **解体業者等による機器の有無の確認記録の保存**を義務付け 等

【機器が引き取られる際の取組】

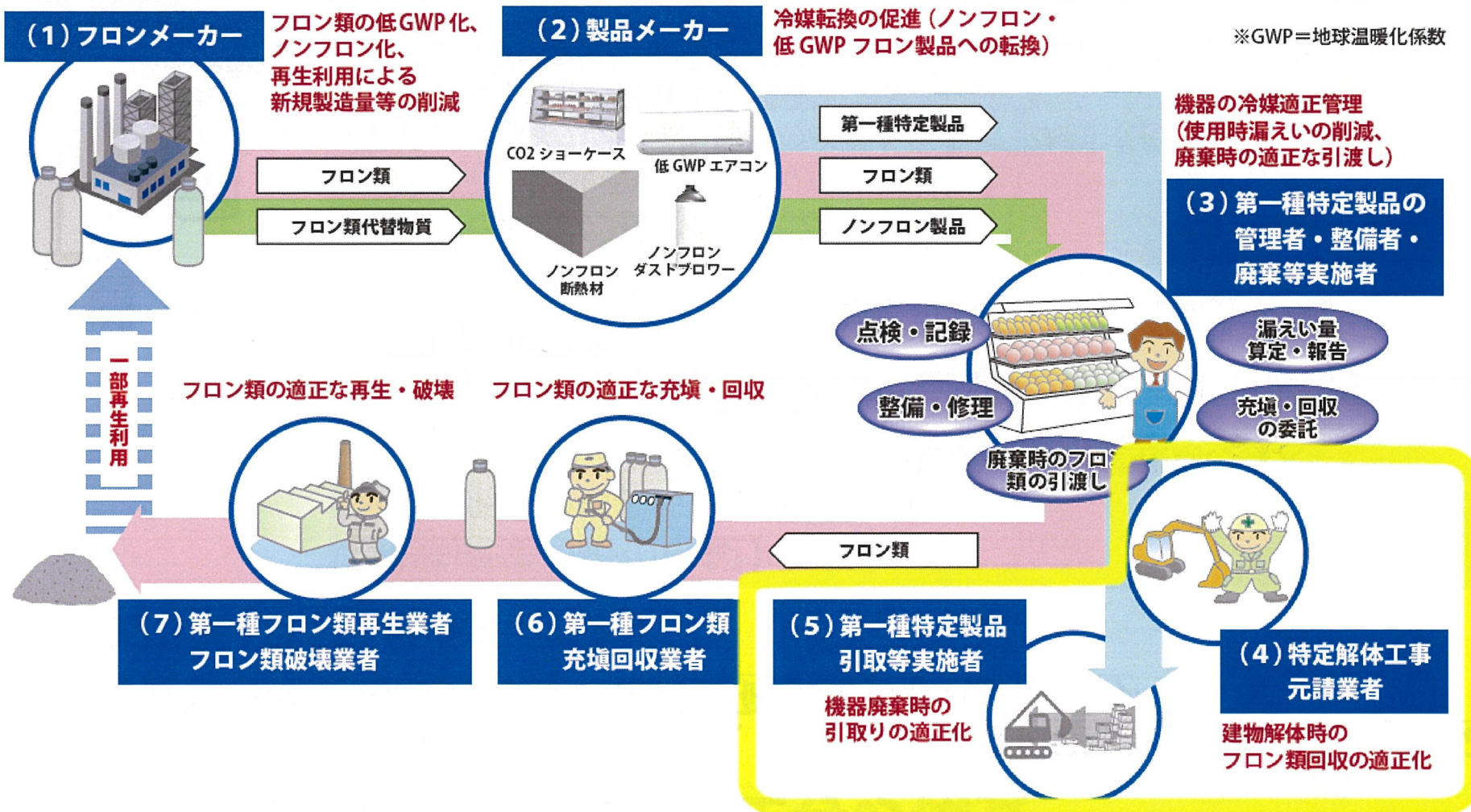
- 廃棄物・リサイクル業者等が**機器の引取り時にフロン回収済み証明 (引取証明書の写し) を確認し、確認できない機器の引取りを禁止**
(廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合などは除く。)

その他

- 継続的な普及・啓発活動の推進のため、都道府県における関係者による協議会規定の導入 等

フロン排出抑制法

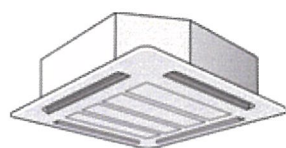
- フロン排出抑制法は、ライフサイクル全体を通じた排出抑制を目的としています。
- 2019年改正により、特定解体工事元請業者、第一種特定製品引取等実施者にも新たな責務が課せられました。



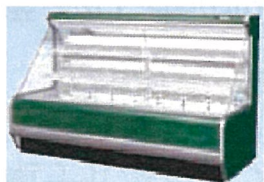
制度の対象 = 「第一種特定製品」とは

- 「第一種特定製品」とは、**業務用の空調機器**（エアコンディショナー）及び**冷凍冷蔵機器**であって、**冷媒としてフロン類が使われているもの**をいいます。（第二種特定製品を除く。）フロン類を回収後も第一種特定製品として取り扱う必要があります。
- 「業務用」とは、**製造メーカーが業務用として製造・輸入している機器**です。使用目的が業務用であっても、製造メーカーが家庭用として販売している場合がありますので、事前に製造メーカーにお問い合わせ下さい。

業務用冷凍空調機器（第一種特定製品）



業務用空調機器



冷凍冷蔵ショーケース



定置型冷凍冷蔵ユニット



ターボ式冷凍機

等

機器に貼ってある
ステッカーで確認

フロン排出抑制法 第一種特定製品

-フロン類をみだりに大気中に放出することは禁じられています。
-この製品を廃棄・整備する場合には、フロン類の回収が必要です。
-フロン類の種類及び量は、下記に記載。

冷媒 HFC R134a 130g
製品質量 50kg
設置 室内用



※以下の製品は第一種特定製品には**含まれません**。

第二種特定製品

カーエアコン
(輸送用冷凍冷蔵
ユニットを除く)



家庭用製品

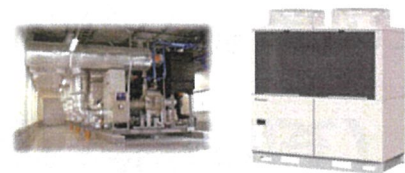


家庭用ルームエアコン

家庭用冷蔵庫

冷媒がフロン類でない製品

自然冷媒 (CO₂、アンモニア、
空気、水等) の冷凍・冷蔵機器



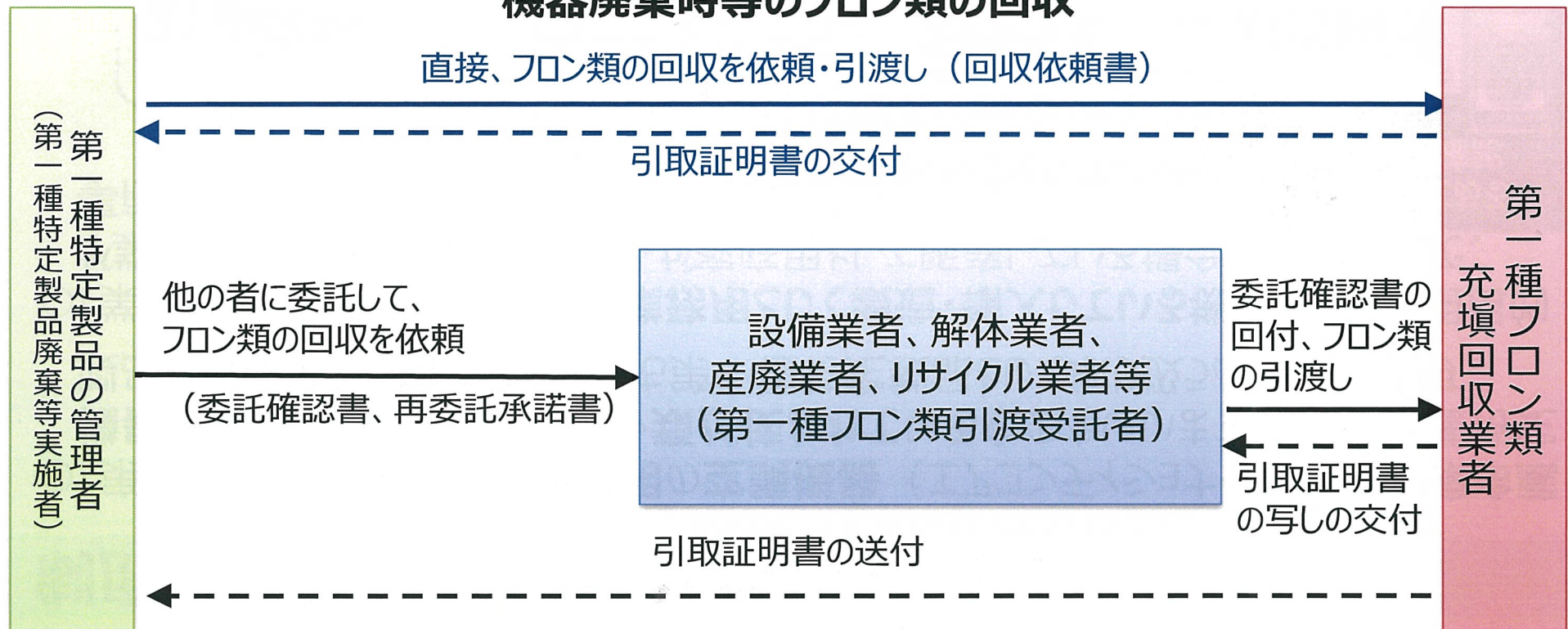
機器廃棄時等のフロン類の回収（行程管理制度）

- 機器廃棄時のフロン類の流れは、「行程管理制度」により書面で管理されています。
- 機器の廃棄等を行う管理者（第一種特定製品廃棄等実施者）は、機器を廃棄する際、フロン類を充填回収業者に引き渡すか、設備業者や解体業者等にフロン類の引渡しを委託するよう定められており、行程管理票（回収依頼書、委託確認書、再委託承諾書）の交付とその写しの保存（3年）、充填回収業者から交付される引取証明書の保存（3年）を引渡し方法に応じて行う必要があります。

※ 行程管理票の交付・保存は電子化することができます。RaMS（冷媒管理システム）も参照ください。

→P27~32

機器廃棄時等のフロン類の回収



(参考) 制度の対象 = 「**第一種特定製品引取等実施者**」とは

○フロン排出抑制法の対象となる**第一種特定製品引取等実施者**とは、**廃棄等された第一種特定製品の引取り等を行おうとする者**を指します。

※「引取り等」には、金属資源等としての無償・有償での引取りを含みますが、中古品としての引取りは含みません。

○第一種特定製品について、**商習慣上の下取りを行う場合も、第一種特定製品引取等実施者**となります。

※「商習慣上の下取り」とは、新しい製品を販売する際に商慣習として同種の製品で使用済みのものを無償で引取り、収集運搬する下取り行為を指します。

フロン類の回収等を確認するための書類の交付時期

○第一種特定製品引取等実施者は、**引取証明書の写しの交付等を受けてからでない**と**機器を引取ることができません**。

○このため、第一種特定製品を廃棄しようとするもの（廃棄等実施者）は、廃棄物・リサイクル業者に機器を引き渡す際には、引取証明書の写し等を交付する必要があります。

○交付の手段は、自ら直接書面を交付すること、他人を通じて交付すること、ファクシミリ又は電子メール等により交付すること等いずれの方式でも可能ですが、**最終的に機器が廃棄物・リサイクル業者のもとに届いた際に、上記書類が交付されている必要があります**。

第一種特定製品の引取りが可能ケース（1/2）

①

引取証明書の写しを受け取った場合

充填回収業者が交付する「**引取証明書**」の写しが機器に添えられており、**フロン類が回収済みであることを確認できる**場合は引取り可能です。

引取証明書の写しは、**3年間保存**する必要があります。

※更に別の産業廃棄物処理業者に機器の引取りを依頼する場合、引取証明書の写しを交付して引き渡します。



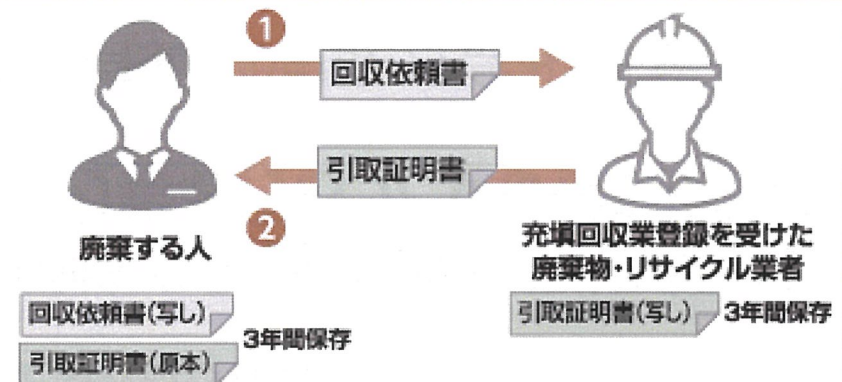
※さらに別の産業廃棄物・リサイクル業者に機器の引取りを依頼する場合には、引取証明書(写し)を回付してください。

②

自らフロン類を回収する場合

充填回収業者登録を行っている場合、**自らフロン類の回収の依頼を受ける**ことも可能です。このとき、管理者が交付する、フロン類の「**回収依頼書**」が**機器に添えられている**必要があります。

※このとき、フロン類回収後に管理者（廃棄等実施者）に対して「引取証明書」の原本を交付するとともに、**引取証明書の写しを3年間保存**してください。



第一種特定製品の引取りが可能ケース（2/2）

③

充填回収業者へのフロン類の引渡しを委託された場合

①②以外の場合であっても、管理者（廃棄等実施者）から、フロン類の充填回収業者への引渡しを依頼され、「委託確認書」の交付を受けた場合は引取り可能です。
この場合、フロン類の回収を委託した充填回収業者から「引取証明書」の写しの交付を受けます。



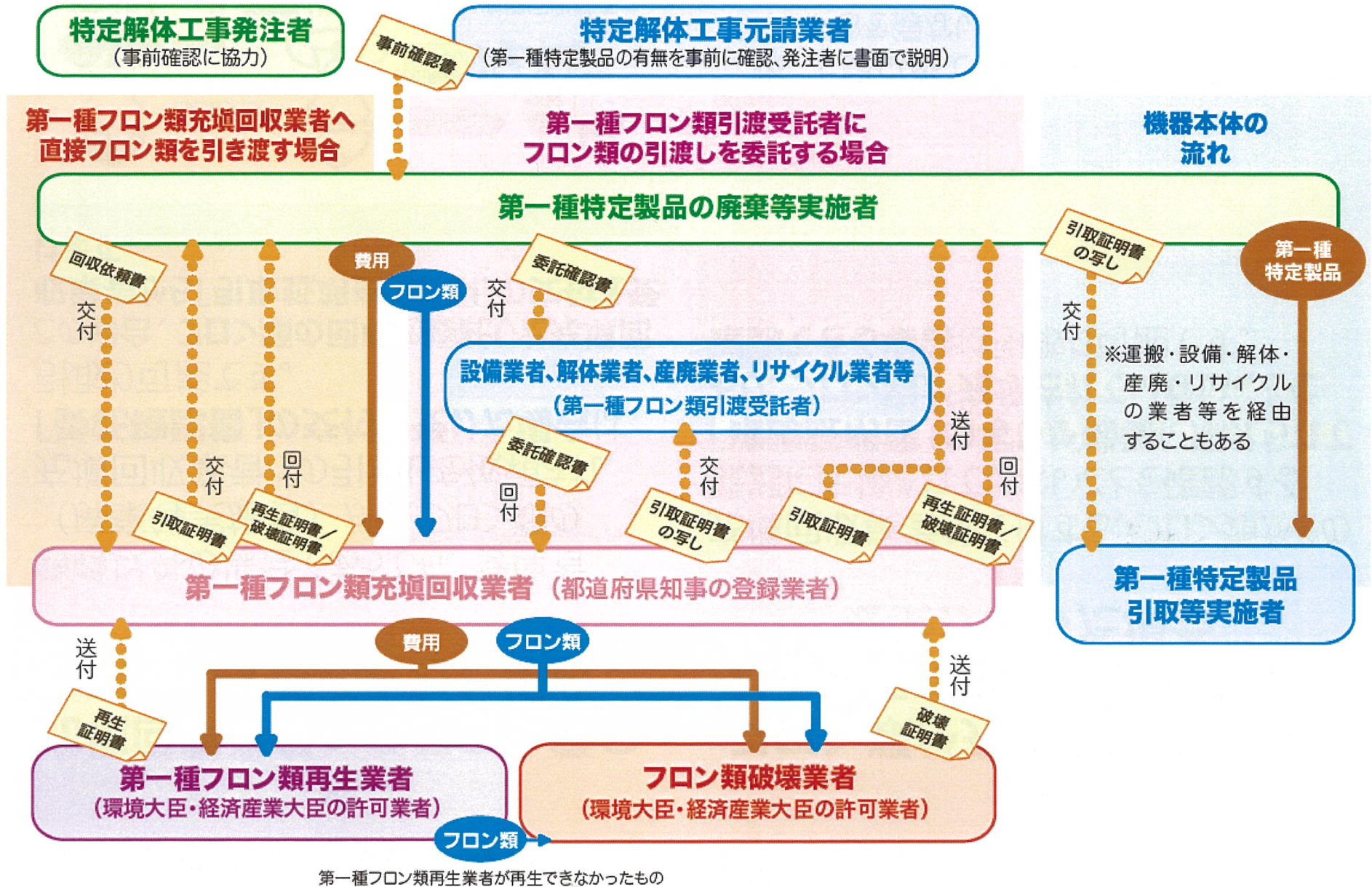
④

フロン類が充填されていないことを示す確認証明書の写しを受け取った場合

充填回収業者が交付する、フロン類がその機器に充填されていないことを確認する「確認証明書」の写しが機器に添えられており、フロン類が充填されていないことを確認できる場合は引取り可能です。

※ 上記以外では、都道府県知事がやむを得ない場合として認め、都道府県知事が認める者から第一種特定製品の引取りの依頼を受けた場合も引取り可能です。

(参考) 廃棄時等のフロン類の流れ



第一種フロン類再生業者が再生できなかったもの